

重 要

平成 30 年

返 還 の て び き

- ※ 返還完了まで大切に保管し、利用してください。
- ※ 奨学金は貸与されたものです。最後まで責任を持って返還しましょう。



公益財団法人
沖縄県国際交流・人材育成財団
Okinawa International Exchange &
Human Resources Development Foundation

(平成 29 年 12 月作成)

返還のおぼえ

奨学金返還明細書の内容を確認し、下記に記入してください。

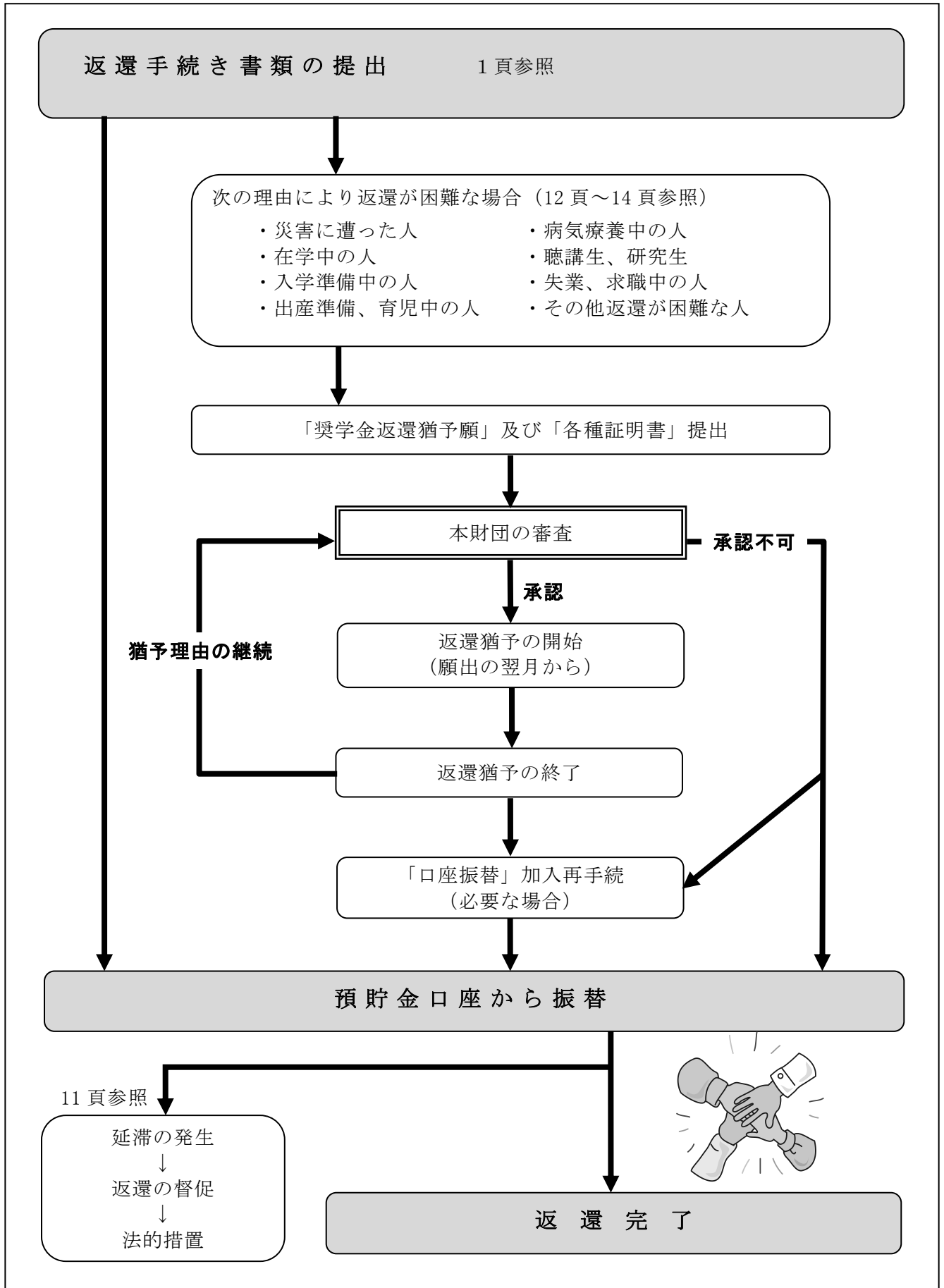
返還に関する相談やお問い合わせの際には、奨学生番号及び氏名を確認しますので、忘れないようにしてください。

奨 学 生 番 号	
奨 学 生 氏 名	
出 身 学 校 名	
借 用 金 額	円
割 賦 金	円
最 終 割 賦 金	円
返 還 回 数	回
返 還 開 始 月	平成 年 月
連 帯 保 証 人	
保 証 人	

※ 返還開始前に「返還明細予定表」を送付しますので、貼付し、返還完了まで保管してください。

「返還期日（振替日）」に「当月ご請求額」を返還登録口座から引き落とします。振替日当日の入金は引き落としができませんので、前日までに返還登録口座に入金してください。

借用期間終了から返還完了まで



目 次

I	住所・勤務先届の記入と提出	1
1	住所・勤務先届の記入について	1
2	住所・勤務先届の提出について	2
3	奨学金返還明細書について	2
II	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入と提出	5
	加入手続について	5
III	奨学金の返還	8
1	奨学金返還の条件	8
2	奨学金の返還方法	9
3	振替口座の変更	9
4	返還金の督促	10
5	延滞金	10
6	返還金の充当順位	10
7	奨学金返還完了通知	12
8	返還猶予	12
9	返還の免除	14
10	勤務先届の提出について	15
11	異動について	15
	各種様式	16
	公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程	23

I 住所・勤務先届の記入と提出

奨学金返還明細書で借用金額、返還方法等を確認し、住所・勤務先届に必要な書類を添えて期限までに公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）へ必ず提出してください。貸与終了後、引き続き在学する者や進学予定の者も住所・勤務先届は必ず提出してください。また、奨学金返還明細書の内容は、連帯保証人及び保証人にもお知らせください。

1 住所・勤務先届の記入について

連帯保証人及び保証人の同意を得たうえで、3頁の記入例を参照して必要事項を記入してください。

(1) 奨学生番号

奨学金返還明細書に印字されている奨学生番号を記入してください。

(2) 連帯保証人

奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

原則として父又は母です。父母がいない場合は、ア又はイの条件を満たす人を選んでください。

ア 奨学生本人が未成年者の場合

成年者のきょうだい又は未成年後見人

イ 奨学生本人が成年者の場合

成年者のきょうだい又は60歳以下の成年者で職に就いている者

※ 連帯保証人は、「誓約書・奨学金借用証書」と同一の人を選んでください。変更する場合は「連帯保証人・保証人変更願」及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。（詳細は15頁参照）

(3) 保証人

奨学生本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、奨学生本人や連帯保証人に代わって返還する人です。次のア及びイの条件を満たす人を選んでください。

ア 父母以外で奨学生本人及び連帯保証人と別生計の者

イ 60歳以下の成年者で職に就いている者

※ 保証人は、「誓約書・奨学金借用証書」と同一の人を選んでください。ア及びイの条件を欠く等、変更の必要がある場合は「連帯保証人・保証人変更願」及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。（詳細は15頁参照）

(4) 住所

住民登録している住所（添付する「住民票」に記載の住所）を記入してください。

奨学生本人は、「住所1」に住民登録している住所を、「住所2」に卒業後の住所をそれぞれ記入してください。卒業後の住所が未定の場合は、現在、実際に住んでいる住所を記入してください。

※ 奨学生本人と連帯保証人の住所が同じ場合でも「同上」とは記入しないでください。

(5) 送付先

当財団からの通知の送付先を記入してください。

住民登録をしている住所、実際に住んでいる住所のどちらでもかまいません。

※ 奨学生本人の住所や連帯保証人の住所と同じ場合でも「同上」とは記入しないでください。

2 住所・勤務先届の提出について

住所・勤務先届は、次の書類を添付して期限までに当財団に提出してください。

ただし、連帯保証人、保証人を変更する場合は、「連帯保証人・保証人変更願」の添付も必要になります。(詳細は 15 頁参照)

添付書類	
1	「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(金融機関用、財団用、預金者控の 3 枚一式)
2	奨学生本人の「住民票 (要本籍記載・マイナンバー省略)」(コピー不可)
3	連帯保証人の「住民票 (要本籍記載・マイナンバー省略)」(コピー不可)
4	保証人の「住民票 (要本籍記載・マイナンバー省略)」(コピー不可)

※ 住民票は、本籍地が記載されており、個人番号(マイナンバー)が省略されているものを取得したうえで提出してください。

※ 奨学生本人と連帯保証人が同一住所の場合は、奨学生本人と連帯保証人の「住民票(要本籍記載・マイナンバー省略)」を 1 通にまとめて提出してもかまいません。(奨学生本人と連帯保証人の 2 人について記載が必要です)

3 奨学金返還明細書について

借用期間終了理由は次のとおりです。その他の事項については 4 頁を参照してください。

満 期 …………… 借用期間が満了したことです。

辞 退 …………… 奨学金を必要としなくなり、その旨届け出たことです。

廃 止 …………… 長期休学、学業成績不振、受領資格未確認又は学則等により処分を受け、奨学生の資格を失ったことです。

短縮卒業 …………… 標準修業年限未満等で卒業・修了したことです。

そ の 他 …………… 上記以外

住所・勤務先届の記入例

- 記入には黒か紺のボールペンを使用してください。
- マンション・団地・アパートの棟号・室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正の場合は訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。

「卒業後住所」または「現住所」いずれかに○をつけてください。「現住所」を記入した人は、卒業後の住所が決まったときには「転居届」（様式は19頁参照）を提出してください。

就職先が決まった人、現に就職している人は記入してください。

未定の方は「未定」と記入し、決まったときには「勤務先届」（様式は22頁参照）を提出してください。

「誓約書・奨学金借用証書」と同じ人を記入してください。

変更する場合は、「連帯保証人・保証人変更願」の提出が必要です。（詳細は15頁参照）

当財団からのお知らせの送付先を記入してください。

奨学生本人、連帯保証人と同じ住所であっても記入してください。

当財団へ提出する年月日を記入してください。

第14号様式

住所・勤務先届

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿

奨学金の借用金額等を確認し、下記の各人の了承を得たうえで住民票抄本（本籍地記載）を添付してお届けします。

平成 30 年 2 月 24 日

1 奨学生本人

フリガナ	ジンサイ ハナコ	奨学生番号	H27-県-XXX
氏名	人村 花子	生年月日	昭和・平成 7 年 3 月 4 日
住所1 (住民票と同じ)	〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号	電 話	(098) 942-9213
※住所2	〒901-0029 沖縄県那覇市旭町△丁目0番地 XXアパート0号室	現住所	電 話 (098) 444-XXXX PHS・携帯 090-1111-XXXX
勤務先名称	ABC トラベル		
勤務先所在地	〒901-0021 沖縄県那覇市泉山奇0丁目△番地	電 話	(098) 555-XXXX

※住所2・卒業後の住所を記入し、「卒業後住所」に○をつけてください。
 ・卒業後の住所が未定の場合には、現在、実際に住んでいる住所を記入し、「現住所」に○をつけてください。
 ・卒業後の住所又は実際に住んでいる住所が、住所1と同じ場合でも必ず記入してください。

2 連帯保証人

フリガナ	ジンサイ イクオ	奨学生本人との続柄	父
氏名	人村 育男	生年月日	昭和・平成 30 年 4 月 5 日
住 所	〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号	電 話	(098) 942-9213 PHS・携帯 090-2222-XXXX
勤務先名称	株式会社 人材工業		
勤務先所在地	〒900-0000 沖縄県那覇市東町0丁目△番X号	電 話	(098) 111-XXXX

3 保証人

フリガナ	シヨウガク リョウコ	奨学生本人との続柄	おば
氏名	奨学 良子	生年月日	昭和・平成 40 年 11 月 12 日
住 所	〒900-0027 沖縄県那覇市古波蔵△丁目X番0号	電 話	(098) 222-XXXX PHS・携帯 090-3333-XXXX
勤務先名称	有限会社 返還商事		
勤務先所在地	〒902-0076 沖縄県那覇市与儀△△番地	電 話	(098) 333-XXXX

4 奨学金返済の口座振替加入通知等の送付先

送付先	氏名	人村 花子
	住所	〒901-0029 沖縄県那覇市旭町△丁目0番地XXアパート0号室

奨学金返還明細書の確認

奨学金の貸与が終了すると「奨学金返還明細書」が交付されます。返還が完了するまで大切に保管してください。

奨学金返還明細書に印字されている内容をよく見て、借用金額や借用期間に間違いがないか、よく確認してください。

以前にも奨学金を借用したことがある場合に印字されます。

1つの奨学生番号で借用した全ての金額です。
月額の変更があった場合も、全て反映されています。

奨学金が口座に入金された年月（初回～最終）です。

返還の条件です。内容を確認してください。

平成30年01月18日

奨学金返還明細書

1. 借用の明細

奨学生番号	性別	生年月日	フリガナ	ジンザイ ハナコ	
H27-県-×××	女	平成7年03月04日	氏名	人材 花子	
学校名	育成大学				
借用金額の確定した明細	借用確定金額	借用期間終了理由		以前に使用した奨学生番号	
	1,440,000	満期			
	初回入金:平成27年04月～最終入金:平成30年03月				
	借用始期年月	借用終期年月	借用月数	借用月額	借用金額
平成27年04月	平成30年03月	36か月	40,000円	1,440,000円	
合計		36か月		1,440,000円	

借用した奨学金の明細です。
借用期間・月額を確認してください。

2. 返還の方法

奨学金の返済は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農業協同組合、漁業共同組合、労働金庫及びゆうちょ銀行・郵便局の預貯金口座からの自動引落となります。

返還期間	平成30年10月27日から平成40年09月27日まで 10年間 120回払い			
割賦方法	返還期日	返還回数	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	120回	12,000円	12,000円

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

Ⅱ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入と提出

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（以下「申込書」という。）は、金融機関の預貯金口座から返還金を自動的に引き落とし口座振替制度に加入するためのものです。

奨学金の返還は口座振替により行うため、必ず全員が加入しなければなりません。これにより返還を迅速、確実に行うことができます。

加入手続について

取扱金融機関は次のとおりです。6～7頁の記入例を参照のうえ必要事項を記入押印し、返還手続きの際に、期限までに当財団へ提出してください。

奨学金の振込口座を引き落とし口座として利用することもできますが、申込書で改めて加入手続きをする必要があります。

〔取扱金融機関〕 ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農業協同組合、漁業協同組合（一部を除く）、労働金庫

農林中央金庫、一部の漁業協同組合、外国銀行及びネット銀行は取り扱いできません。

〔非取扱金融機関〕 農林中央金庫、秋田県漁業協同組合、大阪府漁業協同組合、岡山県漁業協同組合、岐阜県漁業協同組合、群馬県漁業協同組合、埼玉県漁業協同組合、滋賀県漁業協同組合、栃木県漁業協同組合、長野県漁業協同組合、奈良県漁業協同組合、山梨県漁業協同組合、外国銀行、ネット銀行、インターネット支店

(1) 預金者名

原則として返還者（奨学生本人）の名義としますが、異なってもかまいません。

(2) お届出印

預貯金口座の届出印を1枚目（金融機関用）と2枚目（財団用）に朱肉で鮮明に押印してください。捨印も同様に押印してください。

※ 印影がかすれたり欠けてしまった場合は、側に押し直してください。ただし、印影同士は絶対に重ねないでください。

※ 印影が不鮮明、預貯金口座の届出印と異なっている等の場合は、申込書の作成し直しを求めることがありますので、ご注意ください。

(3) 奨学生番号

奨学金返還明細書に印字されている奨学生番号を記入してください。

(4) 奨学生住所

住民登録している住所（住民票の住所）を記入してください。

申込書記入例（ゆうちょ銀行の場合）

- 記入には、黒か紺のボールペンを使用してください。
- 書き損じた場合は、当財団へ申込書を請求し、改めて記入してください。
- 申込書は切り離さずに、必ず当財団へ提出してください。

当財団へ提出する年月日を記入してください。

左詰めで記入し、濁点、半濁点は1字として扱ってください。

姓と名の間は1字空けてください。

原則として返還者本人としますが、異なってもかまいません。

貯金口座の届出印を朱肉で鮮明に押印してください。

ゆうちょ銀行を利用される場合は記入しないでください。

奨学生番号が2つ以上ある場合は、採用年度の新しいほうを記入してください。

現在、住民登録している住所を記入してください。

左詰めで記入し、濁点、半濁点は1字として扱ってください。

姓と名の間は1字空けてください。

20号様式-2

金融機関用 預金口座振替依頼書 平成30年 2月 23日

自動払込利用申込書(加)

銀行・信用金庫・農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・郵便局 御中

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名 株式会社 リウコム

預金者名 シンザイハナコ 金融機関 お届出印 **人材**

※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合

銀行種目	口座番号
1 普通	
2 当座	

※ゆうちょ銀行ご利用の場合

種目コード	期前コード	通帳記号	通帳番号
166	301	1230	4567891

振替日(払込日) 27日(金融機関休業日の場合は翌営業日) 開始年月 年 月

預金口座振替規定 ※郵便局払込は除く。

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しの上支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり上記取納企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛争が生じても、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

(財団使用欄)

契約者番号等	1018700095	料金額	奨学金の返還金
委託者名	公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	種類	
奨学生番号	H27-県-XXX	奨学生番号が2つ以上あるときは採用年度の新しいものを記入してください。	
住所	901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号	電話	(098) 942-9213
氏名	人材 花子	昭和・平成	7年3月4日生

(お願い)

- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が上記収納企業から送付された場合、記載内容に不備がありましたら、不備返却事由に○印をつけて上記収納企業へご返送ください。
- この預金口座振替依頼書を預金者が直接沖縄県内の貴行(金庫・組合)へ持参した場合は、預金口座振替申込書(2枚目)及び預金口座振替依頼書(控)(3枚目)に確認印を押印のうえ、2枚目を(株)リウコムに、3枚目を預金者に返却してください。
- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書を預貯金者が直接沖縄県外の貴行または貴郵便局へ持参した場合は、取扱をせず全てを返却し、下記財団へ提出するようお願いください。

(財団→預金者→財団→リウコム→金融機関)

問い合わせ先：(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4-2-16 電話 (098) 942-9213

申込書記入例（銀行等の場合）

- 記入には、黒か紺のボールペンを使用してください。
- 書き損じた場合は、当財団へ申込書を請求し、改めて記入してください。
- 申込書は切り離さずに、必ず当財団へ提出してください。

当財団へ提出する年月日を記入してください。

左詰めで記入し、濁点、半濁点は1字として扱ってください。姓と名の間は1字空けてください。

原則として返還者本人としますが、異なってもかまいません。

預金口座の届出印を朱肉で鮮明に押印してください。

銀行等を利用される場合は記入しないでください。

奨学生番号が2つ以上ある場合は、採用年度の新しいほうを記入してください。

現在、住民登録している住所を記入してください。

左詰めで記入し、濁点、半濁点は1字として扱ってください。姓と名の間は1字空けてください。

30号様式-2

金融機関用 預金口座振替依頼書 平成30年2月23日

自動払込利用申込書(加)

銀行・信用金庫・農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・郵便局 御中

私は、下記の取納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

取納企業名	株式会社 リウコム
-------	-----------

（左詰めで記入し、濁点、半濁点は1字として扱ってください。個人名義の場合、姓と名の間は1字空けてください）

フリガナ	シンザイハナコ
預金者名	人材 花子

金融機関 届出印 **人材**

金融機関使用印をお使いください。2枚目にも押印してください。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合

育成	支店	預金種目	口座番号
銀行番号	店番号	①普通	456789
コード	123	2当座	

※ゆうちょ銀行ご利用の場合

種目コード	契約コード	通帳記号	通帳番号
166	301	0	

払込先口座番号	01700-4-67434	払込先加入者名	株式会社 リウコム
返送先	〒901-2121 沖縄県浦添市内間4丁目1番1号 琉球銀行浦添ビル6階 株式会社リウコム		

振替日（払込日） 27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

開始年月 年 月

—— 預金口座振替規定 —— ※郵便局払込は除く。

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり上記取納企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴金融機関はこの契約を終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかたに紛論が生じても、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかせません。

（財団使用欄）

契約者番号等	1018700095	料金額	奨学金の返還金
委託者名	公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	料金額	

奨学生番号 H27-県-XXX

住所 901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号 電話(098)942-9213

フリガナ	シンザイハナコ
氏名	人材 花子

昭和・平成 7年3月4日生

（お願い）

- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が上記取納企業から送付された場合、記載内容に不備がありましたら、不備返却事由に○印をつけて上記取納企業へご返送ください。
- この預金口座振替依頼書を預金者が直接沖縄県内の実行（金庫・組合）へ持参した場合は、預金口座振替申込書（2枚目）及び預金口座振替依頼書（3枚目）に確認印を押印のうえ、2枚目を（株）リウコムに、3枚目を預金者に返却してください。
- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書を預貯金者が直接沖縄県外の実行または貴郵便局へ持参した場合は、取扱をせず全てを返却し、下記財団へ提出するようお願いいたします。

（財団→預金者→財団→リウコム→金融機関）
問い合わせ先：（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4-2-16 電話（098）942-9213

Ⅲ 奨学金の返還

奨学金は、あなたの在学期間中に貸与したものであり、卒業後は必ず返還する義務があります。この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

1 奨学金返還の条件

(1) 割賦方法

月賦返還のみです。割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落とします。

(2) 振替日

振替（引き落とし）日は次のとおりです。

返還方法	1 回目の振替日	2 回目以降
月賦返還	3 月終了者は平成 30 年 10 月 27 日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて 7 か月目の 27 日	毎月 27 日

なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還期間（回数）

原則として 10 年以内で返還していただきます。

満期で終了した場合は 10 年（120 回）です。満期以外で終了した場合は、満期に対して 10 年（120 回）を基準に実際の貸与期間に応じて 1 年単位で決まります。

〔例〕 4 年（48 か月）満期の契約を 2 年（24 か月）で終了した場合の返還期間
48 か月：10 年＝24 か月：X 年
48X＝240
X＝5 ※ 1 年未満の端数が生じた場合は切り上げ
返還期間は 5 年（60 回）となります。

(4) 割賦金

毎月ごとに返還する金額で、借用金額及び返還期間（回数）に応じて決まります。

〔例 借用金額 1,920,000 円、返還期間 10 年（120 回）の場合〕
月賦返還：借用金額を返還回数で割って求めます。
1,920,000 円 ÷ 120 回＝16,000 円

(5) 振替事務手数料

1 回の振替につき 108 円（消費税込、平成 29 年 12 月現在）^注の振替事務手数料が奨学生番号ごとに発生し、返還者の負担となります。

なお、残高不足により振替できなかった場合でも振替事務手数料は発生します。

（注）法定の消費税率及び金融機関手数料の変更に合わせて増減します。

(6) 口座振替請求額

振替日に、割賦金と振替事務手数料の合計額が口座から引き落とされます。原則として、引き落としは、当日の朝1回しか行われませんので、前日までの入金が必要です。

なお、振替事務手数料分だけが不足していても引き落としができませんので注意してください。

2 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、全員口座振替制度に加入していただき、金融機関の預貯金口座から引き落とすこととなります。

(1) 口座振替加入手続

当財団が定める期限までに「申込書」を提出してください。(詳細は5頁参照)

※口座登録完了までに、2～3か月程度かかります。

(2) 口座振替加入通知

口座振替加入後、「返還手続き完了通知」で返還の明細をお知らせします。返還が完了するまで大切に保管してください。(3月終了者は8月上旬頃送付します。)

(3) 振替不能になった場合

残高不足により請求額を引き落とすことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。振替事務手数料についても、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。

また、請求額が3か月連続して振替不能になったときは、以後の振替を停止します。振替が停止となった場合、奨学金の返還は払込取扱票(振込通知書)(以下「振込通知書」という)にて行うこととなります。当財団より振込通知書を送付しますので、県内3行(沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行)のいずれか又はゆうちょ銀行の窓口にてお支払いください。振込通知書で返還する場合、別途支払手数料が発生します。当該手数料は返還者の負担となります。振込通知書による返還で滞納が解消したときは、振替停止を解除し、直近の振替日から口座振替を再開します。

(4) 繰上返還

全額又は一部の繰上返還を希望するときは、繰上返還を希望する月の前月27日までに、何回分を返還するのか電話若しくは文書で当財団までご連絡ください。

繰上振替後、全額繰上の場合「奨学金返還完了通知」、一部の繰上の場合「繰上返還通知」を送付します。

なお、一部の繰上返還をした場合、繰上返還分の金額は原則として最終請求分から充当します。

3 振替口座の変更

(1) 口座を変更する場合

金融機関、口座名義人、口座番号を変更する場合は、改めて口座振替の加入手続を行うこととなりますので、申込書を当財団(裏表紙参照)に請求してください。

加入手続の完了後、新口座からの振替日を「奨学金の口座振替変更通知」でお知らせいたします。

※ 新口座からの振替開始まで2～3か月程度かかります。新口座からの振替開始までは旧口座から引き落とします。新口座からの振替開始までは旧口座を解約しないでください。

(2) 口座の名義を変更した場合

当財団（裏表紙参照）に改氏名届（様式は19頁参照）を提出してください。

4 返還金の督促

返還は奨学生本人が責任をもって行わなければなりません。返還に応じない場合は、連帯保証人や保証人にも請求します。

なお、本人、連帯保証人及び保証人は、返還期日を過ぎても返還がない場合、本財団の委託した債権回収会社等から電話及び督促を受ける場合があります。また、その際に固定電話より優先して携帯電話に受信がある場合があります。

(1) 滞納者には、当財団職員が自宅や勤務先へ返還督促や今後の返還方法の相談のために訪問します。

(2) 滞納者は、残額（返還期日が到来していない分の全額）と滞納分（延滞金及び振替事務手数料等を含む）を一括して返還しなければならない場合があります。

(3) 長期滞納が続きますと、次のような支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続きを執ることになります。

なお、手続きにかかった費用は滞納者の負担になります。

ア 支払督促の申立予告

督促しても、長期にわたり滞納をしている額を返還しない場合は、当財団の顧問弁護士名で履行期限を指定し、支払督促の申立予告をします。

イ 支払督促の申立

前項の指定期限を経過してもなお返還しない場合には、裁判所に支払督促の申立をし、返還未済額の一括返還を求めます。

ウ 仮執行宣言付支払督促の申立

支払督促の申立後もなお返還しない場合には、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

エ 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立にも応じない者には、裁判所に強制執行の手続きを執ります。

5 延滞金

約束の返還期日を6か月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、2.5%の延滞金が課されます。

6 返還金の充当順位

返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に振替事務手数料、割賦金、延滞金の順となります。

3か月滞納後



返還の督促

- 連帯保証人・保証人へ請求します。
- 文書による督促をします。
- 電話による督促をします。
- 自宅・勤務先に訪問する場合があります。

○6か月過ぎるごとに、滞納している割賦金の額に対し、2.5%の延滞金が発生します。

(詳細は [10 頁参照])



一括返還請求

- 再三の督促にも係わらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額及び延滞金を返還していただきます。(「期限の利益の喪失」)



支払督促申立予告

- 支払督促申立の予告を行います。



支払督促申立

- 民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立を行います。



仮執行宣言付支払督促申立

- 支払督促の申立をしてもなお、返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立を行います。



強制執行

- 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを執り、給与や財産等を差し押さえます。

※ 支払督促以降に生じた費用は、返還者本人の負担になります。

裁判所を通じた法的措置
※

7 奨学金返還完了通知

返還が完了したときは、原則として返還が完了した翌月に「奨学金返還完了通知」を送付します。

8 返還猶予

特別な事情により返還が困難な場合、所定の手続きを取ることで返還が猶予されることがあります。

猶予が認められるのは原則として願い出た月の翌月（月の初日に願い出た場合はその月）からとなります。

(注)

- 1 返還手続きが完了しないと、猶予の申請はできません。
- 2 願い出が遅れると、返還金の請求が開始されます。
- 3 提出された書類について審査があり、審査の結果猶予が認められないことがあります。
- 4 猶予の理由が続いている場合は1年ごとに願い出る必要があります。

(1) 在学猶予

在学猶予に該当するのは次の場合です。「奨学金返還猶予願」（様式は17頁参照）と「在学証明書」を提出してください。審査の後結果を通知します。

- ア 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校高等課程若しくは専修学校専門課程に在学しているとき。
- イ 奨学金を辞退した後も在学している場合。
- ウ 借用期間終了後も卒業期が延びた等、引き続き在学している場合。
- エ 大学の通信教育学部又は放送大学の全科履修生として在学しているとき。
- オ 外国の学校に在学しているとき（ただし通算5年が限度）

(注)

- 1 「在学証明書」の発行年度が、「希望する返還猶予期間」の年度と異なる場合は受理できません。
- 2 聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等は在学猶予の対象となりません。
「一般猶予」を参照してください。
- 3 返還の開始は、猶予期間終了の翌月から数えて7か月目の27日からになります。

(2) 一般猶予

次頁の表の理由で約束どおりの返還が困難になった場合は、返還が猶予されることがあります。「奨学金返還猶予願」（様式は17頁参照）に必ず証明書（次頁参照）を添付して、速やかに当財団に提出してください。審査の後、結果を通知します。

- ※ 返還の開始は、猶予期間終了の翌月の27日からになります。
- ※ 猶予願に添付する各証明書の発行年度が、「希望する返還猶予期間」の年度と異なる場合は受理できません。

【願出理由による証明書等一覧】 コピーと記されているもの以外は原本を提出してください。

願出理由＜入学準備中、学校へ在学中等、失業・求職、出産・育児＞

提出書類	猶予理由						
	入学準備中	専修学校等 (※1)	聴講生 研究生	失業・求職	出産・育児		その他真にやむを得ない理由があつて返還が困難なとき
					育児休業中の証明 ができる場合	育児休業中の証明 ができない場合	
猶予願	○	○	○	○	○	○	○
在学証明書 (※2)	いずれか一 つが必要	○	○				
自宅学習 証明書 (※3)							
状況報告書 (※4)				○		○	
雇用保険受給 資格者証の コピー				いずれか一 つが必要			
ハローワーク カードのコピー							
離職証明書 (※5)							
育児休業の 証明書 (※6)					○		
母子手帳の コピー(※7)					○	○	
その事実を明らか にする証明書 (※8)							○
猶予期間	通算5年が限度 (1年毎の申請要)						

○：必ず提出しなければならない書類

(※1) 専修学校等には、専修学校一般課程、各種学校及び大学の選科・科目等履修生を含む。

(※2) 発行先：予備校等、在籍している学校

(※3) 発行先：出身学校長

(※4) 発行先：民生委員

(※5) 発行先：離職した勤務先

(※6) 発行先：勤務先

(※7) 表紙と分娩予定日または誕生日が分かるページ

(※8) その事実を証明できる第三者

願出理由＜災害、傷病、生活保護受給中＞

下記提出書類は、その事実を証明できる書類であれば代替可。

	災害	傷病	生活保護受給中
猶予願	○	○	○
罹災証明書(※9)	○		
診断書(※10)		○	
生活保護受給 証明書(※11)			○
猶予期間	その理由が継続する期間 (1年毎の申請要)		

○：必ず提出しなければならない書類

(※9) 発行先：市区町村長・消防署長

(※10) 発行先：医師

(※11) 発行先：福祉事務所長

※上記以外にも返還が困難であることを明らかにする証明書の提出を求めることがあります。

(3) 所得連動型猶予

(高等学校奨学生及び高校育英貸与奨学生のうち、平成 24 年度から平成 26 年度の新規採用者のみ)

年収が 130 万円以下（生計を一つにする者がいる場合は、その者の年収を合算）で、約束どおりの返還が困難になった場合は、返還が猶予されることがあります。猶予希望者は、「奨学金返還猶予願」（様式は 17 頁参照）に次の該当する証明書を添えて提出してください。審査の後、結果を通知します。

- ※ 返還の開始は、猶予期間終了の翌月の 27 日からになります。
- ※ 扶養に入っている場合は、次の書類に加え、扶養を確認できる「健康保険証のコピー」も提出してください。
- ※ 生計を一にする者がいる場合は、世帯全員記載の「住民票謄本」及び世帯全員分の次の該当する書類も提出してください。

区分	証明書の種類	必要内容	発行所	猶予期間
所得連動型猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・市・県民税（所得・課税）証明書 ・非課税証明書 	希望する猶予の始期からさかのぼって 1 年以内の事項を証明したもの	市区町村役場	1 年ごとに願出のこと その理由が継続する期間

※ 申請時期により、上記「証明内容」の証明書が発行できない場合又は就職、転職、失業、退職等により上記証明書の記載事項と現在の状況が異なる場合は、最新の上記証明書に加え、次の該当する書類も提出してください。

証明書の種類		発行所
給与所得者以外 （自営業等）	・確定申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの）	税務署
給与所得者 （会社員等）	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票（前年分） ・直近の給与証明書（本人氏名、事業所名、支給総額、支給月日記載） 	いずれか一つ 現在の勤務先
失業、退職した者	<ul style="list-style-type: none"> ・地区民生委員の「状況報告書」（様式は 18 頁参照）及び ・雇用保険受給証明書のコピー ・離職証明書等 	いずれか一つ 民生委員 公共職業安定所 退職時の勤務先

※ 上記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

9 返還の免除

死亡又は心身障害により返還できなくなった場合は、相続人又は連帯保証人若しくは保証人に返還していただきますが、この方たちにも返還できない事情がある場合は、返還を免除することがあります。

返還免除の願い出には次の書類が必要です。所定用紙は当財団に請求してください。

なお、残額を全額免除する場合と一部だけ免除する場合があります。

(1) 死亡による免除の場合

- ア 奨学金返還免除願（所定様式）
- イ 家庭状況書（所定様式）
- ウ 奨学生本人の死亡の事実を証明する書類（戸籍抄本等）

(2) 心身障害による免除の場合

- ア 奨学金返還免除願（所定様式）
- イ 家庭状況書（所定様式）
- ウ 医師又は歯科医師の診断書（所定様式）

10 勤務先届の提出について

次のいずれかに該当する場合は、6か月以内に勤務先届を提出しなければなりません。（様式は22頁参照）

- (1) 卒業又は修了、若しくは奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

11 異動について

当財団に登録されている情報に何らかの変動がある場合は必ずご連絡ください。ご連絡がないと、重要な通知が届かなくなる等の不利益を被ることがあります。

(1) 転居、転籍、改氏名、勤務先の変更

住所、本籍、氏名、勤務先等に変更がある場合は「転居・転籍・改氏名・勤務先変更届」（様式は19頁参照）に必要事項を記入し当財団まで提出してください。

※ 改氏名、転籍の場合は、該当者の「住民票（要本籍記載・マイナンバー省略）」を添付してください。

(2) 連帯保証人、保証人の変更

連帯保証人又は保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合は「連帯保証人・保証人変更願」（様式は21頁参照）に必要事項を記入のうえ、新連帯保証人又は新保証人の「印鑑登録証明書」及び「住民票（要本籍記載・マイナンバー省略）」を添付して提出してください。

新連帯保証人又は新保証人の欄は、その本人が自署し、実印を押印してください。

ア 連帯保証人を変更する場合

連帯保証人は、原則として父又は母です。父母がいない場合は、(ア)又は(イ)の条件を満たす人を選んでください。

- (ア) 奨学生本人が未成年者の場合
成年者のきょうだい又は未成年後見人
- (イ) 奨学生本人が成年者の場合
成年者のきょうだい又は60歳以下の成年者で職に就いている者

イ 保証人を変更する場合

次の(ア)及び(イ)の条件を満たす人を選んでください。

- (ア) 父母以外で奨学生本人及び連帯保証人と別生計を立てている者
- (イ) 60歳以下の成年者で職に就いている者